

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・六一三号山手赤坂線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県福山市三吉町一丁目一番一号

四 事業地

収用の部分

広島県福山市山手町字江良、字湯伝、字藤黒及び字山根並びに津之郷町大字津之郷字夕倉、字高垣、字垣内及び字谷尻地内

使用の部分

広島県福山市山手町字湯伝及び字藤黒並びに津之郷町大字津之郷字谷尻地内